

大阪市障がい者施策推進協議会 平成 27 年度第 2 回障がい者計画策定・推進部会
会議録

日時：平成 28 年 2 月 8 日

午後 2 時～午後 4 時

場所：市役所 7 階第 6 委員会室

玉井障がい福祉課担当係長（司会）：（開会）

中島・障がい者施策部長：（あいさつ）

司会：（出席者紹介、資料確認 他）

西端障がい福祉課長：（資料 1 について説明）

三田部会長：ワーキングについては手を挙げてもらう？

西端課長：ワーキングについては、今回は本部会から 10 人の委員の方にごさんかいておられます。今回も、基本的には本部会からのご参加をお願いしたいと思います。前回と同様、10 程度の規模で開催できたらな、と考えております。ちなみに、前回ご参加いただいた委員の方は…。

三田部会長：資料あるんでしたっけ？

西端課長：配布資料はございません。

三田部会長：私たちは覚えているということだと思うけど、一応教えてください。

西端課長：はい。前回ご参加いただいた委員の方々は、乾委員、井上委員、坪井委員、山内委員、辻委員、廣田委員、古田委員、山野委員、高橋委員、溝上委員、福田委員をお願いしておりました。

三田部会長：どうでしょうね。一応前回も手を挙げて立候補みたいな形をとったような記憶がありますが。

西端課長：今回も基本的に同じような形をお願いできたらなという風に考えておりますが、各委員のご都合もあるかと思しますので、ここでは方向性を確認していただいて、ご協力いただけるかについてはまた確認させていただきます。

三田部会長：わかりました。前回かかわった人がゼロになるのは残念かなという気もしますので、この中で「ワーキングやってもいいよ」と思われる方は、立候補ということでできないかと。とりあえず、手を挙げていただけますか。

(各委員から手挙げ)

井上副部会長：前回も地獄のようなワーキング、夜遅くに地下の部屋で扇風機回して。冷房が切れるから。何回くらいやる予定ですか。

西端課長：2回から3回程度を考えております。確かに昨年の計画策定のワーキングもそうでしたが、夏の暑い時期に時間外は空調が止まってしまうので、効率よく進めていきたいと思っております。確か前は4回。4回程度だったと思います。

三田部会長：昼間も冷房がない？わけではないですよ。時間的に皆さんに合ったのが夜だったのでたまたま冷房が切れてしまったという感じで。それも踏まえて手を挙げてくれたということでもよろしいですか。

井上副部会長：もういっぺん確認しておいたほうが。

司会：乾委員、井上委員、川島委員、亀甲委員、倉町委員、黒田委員、小泉委員、高橋委員、廣田委員、福田委員、溝上委員、山内委員の12名の方に立候補いただいております。

井上副部会長：三田先生。

三田部会長：私も入ろうかな。前は辻部会長も入られていたので、私も入れていただくかと思っております。全部で13名ということですね。また日程調整等もあるので13名がびしっとそろうかどうか不安なところはあるのですが、とりあえず13人の方に立候補していただいたことでもよろしいでしょうか。このメンバーを中心に。

西端課長：今手を挙げていただいた方を中心にメンバーの調整を進めさせていただきまして、またお一人おひとり改めて声をかけさせていただいて、最終進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

三田部会長：今日来られていない方もいらっしゃいますからね。どうもありがとうございました。3回、4回くらいになると思います。ほかにご質問等がありますか。

井上副部会長：前回もどこにどのように重点を置くかということで、前は発達障がいとか高次脳とか、難病関係とか、かなり詳細にふくらましてやっていたかと思いますが、今回の調

査の中で、実は障がい者の高齢化の問題がいろいろ課題になってきていまして、その辺は国のほうでも介護保険への移行の問題をどうするかとか、今回の総合支援法の改定案の中でも、介護保険利用者の一定の補助をするみたいな、そんな仕組みを作るような議論があるんですが、国の調査でも、障がい福祉サービスを使って65歳になったら介護保険のほうに移行して、平均で9.3倍の利用料負担増になるっていう調査結果が部会のほうにも出されていて、それで今回のような施策になっているかと思うんですが、そういう、今の状況に特化したような調査も少し入れないと、前回の焼き直しだけではどうかと思うんですが、その辺はどうですか。

西端課長：調査のほうは、同じ調査項目を経年で取っていくということも大切だと思いますけれども、井上委員のおっしゃるとおり、今施策を踏まえて重点的なことは何か、そういったことをご意見いただきながら、調査票としての工夫も進めていきたいという風に考えております。前は発達障がいということで、いろいろご意見いただきながら、それを踏まえた発達障がいとしての施策も進めてこれていると考えておりますので、今いただいた意見も念頭に置きながら進めていきたいと思っております。

亀甲委員：さきほど井上委員がおっしゃられたことと合わせて、私は基本的には視覚障がい者の立場ですので、実際にこの調査を進めていくにあたって、視覚障がいという当事者の立場から何らかの形で意見を反映させていただければと思って、一応立候補もさせていただいたんですが、この間の視覚障がい者への色々な調査ということでいえばなかなか困難なところもありますので、私も一視覚障がい者、全盲の立場として色々な意見を申し上げたいなと思っております。

三田部会長：三田（さんだ）委員、ですね。

三田委員：調査を含めたお話ですので、いわゆる重症心身障がいという、重度の知的障がい、重度の肢体不自由という障がいを併せ持っている方の方のことを考える上においても、調査においては、いわゆるクロス集計のような形で捉えることができるような工夫なり、やり方をお願いしたいというのが1点と、今、医療的なサポートといいますか、医療的なケアが必要な方が多くいらっしゃる、今まで以上に重篤な状態にいらっしゃるということもありますので、その辺りの施策に向けても触れていただきたいという風に思っております。

三田部会長：要望ということでよろしいですかね。

三田委員：はい。

三田部会長・ありがとうございます。高橋委員。

高橋委員：特定疾患というか、指定難病と小児慢性特定疾患についての調査で、昨年1月からとりわけ10月以降ですが、56疾患から306疾患と、大幅に範囲が広がって、したがって対象者も

増えているという問題、小児についても 514 から 700 を超える幅広い疾病が指定されているという状況を踏まえれば、この辺に関してはもう少し幅広く、数字も含めて考えていただきたいということで、要望を申し上げておきます。

三田部会長：川嶋委員。

川嶋委員：医療的ケアのこともあるんですけど、やっぱり 4 月から障害者差別解消法が施行されること。前回みさせてもらったら、ちょっと入っているんですけど、もうちょっと項目を増やして、これからの相談とか解消に向けての取り組みをどうしたらいいのかについて、調査していったらどうかな、と思います。

三田部会長：ありがとうございました。ご要望というかご意見をいただきました。また、ワーキングでぜひ反映させていただきたいと思えますし、また、ワーキングの席でもぜひそれぞれの立場でご意見を言っていただければ、という風に思います。

ほかの方はよろしいでしょうか。この調査については、そうしましたら、今、川嶋委員のほうからも名前のほうが出ましたけれども、議題の 2 にあります「障害者差別解消法の施行に向けた本市における取組について」ということで、事務局からの説明をお願いします。

松岡企画調整担当課長：(資料 2 について説明)

川嶋委員：「差別」といったときに、すごく広いんですよ。ちょっと考えただけでも、学校での教育に関する差別、それから病院での差別とか、いわゆるバリアフリーの差別。それぞれに法律があります。それを知って、障がい者の障がいの特性を知って、たとえば私は車いすですけど、車いすだとどこが困るか、車いすだと階段が困る。これはみなさんわかると思うんですけど、じゃあ狭いというのはどうしたらいいのかとか、その辺の経験がみんなある人ってなかなかいないと思うんですけど、そういうときにどうなさるつもりなのか。支援員の方ですか、基幹センターにおかれるのは、どういう方を置こうと思われているのかなというのが気になったんです。あと、大阪市がどういう風に動いてくれるのかということ、私たち相談支援センターとしてはそのへんがしんどいなあと。大阪市が動いてくれなかったら、たぶん私らだけで行ったら、一般企業の方は「なんやねん」と話にもならないと思うんです。今までもそうやったんですけど、話し合いをしてくれへんというのがあるんで、やっぱり行政が積極的にかんでくれるのがカギなんです。

三田部会長：いかがですか。いくつか質問があったと思いますが。

松岡課長：委員のおっしゃるように、差別の事例にもいろいろなものがございまして、法律や基本方針につきましてもその都度なかなか一律に線引きができないところがございます、それぞれの事例について環境も含めて判断していく、特に合理的配慮につきましても様々な環境等も含

めて判断していくとなっておりますので、一つひとつ丁寧に扱っていく必要があるかと思えます。新たに配置する支援員につきましては、そういう知識が豊富な人材を配置できるよう私どもも努めてまいりたいと考えております。また、事業者への対応につきましても事例事例につきましても、先ほど来申し上げておりますが、大阪市もこの相談体制の仕組みがきちりと稼働していくことが非常に大事だということは認識しておりますので、必要に応じてきちりと連携させていただくと考えております。

三田部会長：質問があれだと思うんですけど、ひとつはね、川嶋委員は、既存の相談窓口の1個として、自分たちが受けて、それが「NEW」と書いている、支援員や事例検討会議というところにまあ矢印が行ったり来たりしている中で、自分たちだけに何か負わされてはいけない、つまり市のほうはこれを置いただけで、「あとは知りませんよ」というわけじゃないよね、というのがまず1点。でいいですか。川嶋委員。

川嶋委員：はい。

松岡課長：それは何回か申し上げたと思いますが、基幹センターのほうに支援員は配置しますが、大阪市のほうもきちりとそれに連携して動くと思っております。

三田部会長：そうですね。説明が長かったのでちょっとわかりにくかったかと。じゃあそれは確認ということで。二つ目は「専門性」というところについて。「専門的な知識が必要な場合は」と言われたんですが、たとえば福祉関係じゃなくて、住宅とか交通とか、事業所とかお店とか全部が関わってくるじゃないですか。そういうことについての窓口というかルートというか、そういうのが見えにくくて。障がい福祉関係以外のことについては、住宅とかね、そういうことについては、この「NEW」となっているところが担うってイメージなのですか。

松岡課長：事例検討会議で各々の事案について適切な助言が必要となれば部会にご参画いただいている学識の方とか、あるいは当事者の方々にご意見をいただきまして、さらに必要とあれば市の関係部局のほうにも、当然、意見なり助言なりをもらって、先ほど来申し上げておりますように、市全体として連携させていただくという風にご理解ください。

三田部会長：川嶋委員、これでよろしいですか。

川嶋委員：一度動くときに、差別ってどこが判断するのかなと。そこはちょっとわたしにも。

三田部会長：ずれる場合ですね。

川嶋委員：そうです。

三田部会長：本人、差別された側は「差別だ」と思っているけれども、「いや、そうじゃありません」ってなったときの溝の埋め方というか、コミュニケーションの取り方とかっていうのを、相談支援センターがやる羽目になったら大変だ。ということを踏まえて、ちょっと難しい質問なんだけれどもいかがでしょうか。

松岡課長：これにつきましては先ほど来申し上げておりますとおり、基本方針にも謳われておりますとおり、お互いの建設的対話の中で解決していく、これが理想として謳われております。ただ、なかなかそれが難しい場合もございますので、大阪市の中ではこの支援員のほうでアドバイスさせていただいたり、あるいは大阪市がきっちり連携して解決に臨まさせていただきます。ただ、その中で、大阪市のできる限りのことをして、区役所や相談支援センターで受けていただいた事案について、大阪市の中でできる限り解決、解消に向かって努めた結果、当事者の間では解決とはならなかった場合につきましては、資料2 - 3のほうに書いております、府全体のフローですね、まず第1段階として、市町村の身近な相談窓口のできる限りのことを対応をして、それでも解決が困難な場合には、府が条例で設置いたします「広域支援相談員」、こちらの方に繋いでいくと。こちらの方で解決ができない場合には、さらに差別解消協議会、こちらの方であっせん案なりを求めていくと。そういった流れになっていまして、第1段階の相談窓口がすべて抱え込んで苦勞されないような形で、第1段階、第2段階、第3段階と重層的な形で差別事案を解消できるような仕組みにされておりますので、できるだけこれを適切な形で活用できるよう、大阪市も流れをスムーズにできるよう、連携させていただきたいと考えております。

川嶋委員：その「連携」ですけど、こういった形で連携していただけるんですか。

松岡課長：具体の事例、事例につきましては基幹相談支援センターと緊密に報告等も受けながら、必要ある場合には、私ども大阪市のきちんと連携して入らせていただきます。

川嶋委員：基幹センターを通してってということですか。

松岡課長：資料に書いておりますとおり、まずは相談窓口で受けていただいて、専門的な知識が必要であったり困難な事例の場合につきましては、まずは基幹の方に要請していただき、その内容につきまして、私ども大阪市の報告なりを受けまして、対応等が必要であれば必ず私どもも一緒に動かさせていただくと、いう風にお考えいただきたいと思います。

川嶋委員：事例検討会とかには入らないということですか。

松岡課長：事例検討会等の必要があれば適切な方々にもご意見をいただきますし、私ども大阪市の一緒に連携して動かさせていただくと。

三田部会長：つまりコミュニケーションの取り方だと思うんですけど、それはケースバイケース

で、必ずこういうルートでということだけれども、大阪市は引っ込んで後ろで見てるだけということではなく、必要に応じて人集めながら、大阪市も入って検討会議などをしていくということみたいですけど。

川嶋委員：それには松岡課長、大阪市は差別解消の関係でちゃんと課長さんを置いてくれているわけですから当然、入っていただけけると考えていいですね。

三田部会長：松岡さんがいつも入るかどうかはわかりませんか。

松岡課長：すみません、それは事例事例に応じて内容を精査させていただいて、必要に応じて個人の問題ではなく大阪市の組織としてそこはきっちりと踏まえさせていただいておりますので。逆に言いましたら相談窓口となる方々にもできる限りご協力をお願いしたいですし、私どもも大阪市の組織として川嶋委員からいただいたご質問についてはきっちりと踏ませさせていただきます。

川嶋委員：なんかちょっと具体的にわかりにくい部分があるのでまたお聞きします。

三田部会長：動き出して、この図の通りに行かない可能性もあるのと、要するに全体としてずれてるはずなんです。差別される側とする側なんて。そこをどういう風に分析というか、「こういう事例があって」と。法律が育っていくんだと思います。だから動きだしてから「いや、こんなの無理」とかね、出てくるんじゃないかなと思うんです。

川嶋委員：もちろんそうですけども。私が言いたいのは相談窓口になる区の相談センターとかが差別についてわかっていない。わかっている人もいるんですけどね。

三田部会長：区役所や人権啓発相談センターでも捉え方が違うんじゃないかと。差別について。

黒田委員：自分は差別だと思うけど、役所は差別だとは思わない。そういった場合にどうすればいいんですかということじゃないですか。この文言を見たら、最終的には、4月以降も職員の研修を行い、施行される以上、いろいろなことを考え、直していくところは直していくと。で、相談、2カ月か3カ月に1回、相談の件数をこういう場で「こういう事例がありました」と、発表する場を設けていただいたら、「ああ、こういう相談にはこういう対応の仕方があるんだな」というようなこともまた勉強になるんじゃないかなと思います。

松岡課長：今黒田委員がおっしゃいましたところ、新しく設置いたします「障がい者差別解消支援地域協議部会」でございますね。こちらの方を定期的に関催させていただきまして、相談窓口で受けていただいた困難事例とかほんとにさまざまな、線引きが難しい事例があると思うんです。そういうものを含めてこの場に報告させていただいて、各委員の専門性の立場から解決策とか事

例やノウハウを積み重ねて、それをまた窓口の方にフィードバックしていくと。4月1日に正直言いまして100%完璧なものは正直できないと。私どももできるだけ課題を挙げてつぶしていきますけれども、できないと思いますので、一步一步あるべき姿にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

三田部会長：黒田委員よろしいですか。ではお待たせしました。三田（さんだ）委員どうぞ。

三田委員：重なるところもあるんですけど、前回のお話の時も少しあったと思うんですけど、実効性に関することになるのかなと。それも大阪府との兼ね合いということなのかもしれませんが、先ほどの説明の中にもありました通り、大阪市の中で対応が困難であるようなことを想定した場合とか、あるいは違う言い方をすると、大阪府の方のイメージ図では、難しいところのあたりで、例えば知事による事実の公表であったり、勧告であったりといったところが示されているわけですが、大阪市は、この大阪府が示すところの「市町村」に入る形で運用されていくように聞こえたんですけど、その理解でいいのかということなんですけど。要は大阪市の中のイメージ図で行くと、それが是正とか難しい部分について、勧告とか、実効性について大阪市では解決策の対応についてどう考えておられるのかなというのを改めてご説明いただけたらなど。

松岡課長：まず第一に大阪市の位置づけですけれども、府のイメージ図、資料2-3に書いてあります市町村、「身近な地域の相談窓口」の中に大阪市を含めた基礎自治体が入ってまいります。その基礎自治体、大阪市ができるだけ努力してもなかなか解決できないものにつきまして、府の支援相談員、協議会の方へつないでいくと、こういうような形になってまいります。そして、大阪市の中でも先ほど来申し上げておりますけれども、国の基本方針に書かれておりますとおり、建設的対話の中でお互いの立場を理解しあって、その中で解決を目指す。それがテーマになっております。私ども大阪市の根本的な考え方もお互いのお話をできる限り丁寧に正確にお聞きして整理しその中で理解を求めていくと。その上で少しでも改善していく、そういうような立場で相談窓口なり差別解消支援地域協議会の方で方策の検討を進めていくと。大阪市の中ではそういう風に進めていくと。その中で難しい部分については府の方へつないでいくと。そういう風な形で考えさしていただいております。

三田委員：もう少しだけ。大阪府のイメージでは市町村ということですから、市町村の中で困難なケースについてはすぐに府へ上がってくるということなのかもしれませんが、大阪市の場合は、この間に区があって大阪市があって、その上で上げていくということだとしたら、時間的にかなり要したりとかいうことはありませんでしょうか。

松岡課長：基本的には区役所、人権啓発・相談センター、障がい者相談支援センター、こちらの窓口でお話のあった部分につきましては、できるだけ、委員もおっしゃったとおりタイムリーに動いていかなければならないので、この基幹の方に専門的知識を有しております支援員を配置して、できるだけスムーズに動いていくと。で、正直言いまして、グレーな部分や難しい部分につ

きましては、かなり時間を要する場合がございます。ただ、私どもも常に大阪府の方に照会しておるんですが、大阪府の方へ繋いでいくにあたりまして、基礎自治体がどのレベルまで解決に向けて動いたものを繋げるか、というところがまだ大阪府から示されておられません。そこら辺については委員が危惧されているような部分もございますので、できるだけ早く、困難な事例につきましては府が条例で設置します支援員や協議会に繋いでいける形にもっていくと、府の方にはそのような我々の思いを伝えているところです。

三田委員：大阪市は大阪府のいう基礎自治体という捉え方で話が進んでいくということですね。条例を制定して云々と、大阪市は結構大きい枠かなと思いますので。前回の時には府と市が一緒になるような話もありましたけど、それはないと、あるかも知れませんが、大阪府の方に繋いでいくという形をとって進めていかれると。ということで改めて確認させていただいてよろしいですか。

松岡課長：委員のおっしゃるとおりでございます。市町村の枠組みの中で大阪市としてできるだけのことをさしていただくという風に考えております。

井上副部長：資料2 - 2と資料2 - 3の傍線の引き方が曖昧なので誤解を招くんだと思います。資料2 - 2で見ると、直接相談を受けたら既存の相談窓口が対応するという風な。この線しかないですよ。そやから、相談支援センターが対応するんかいなという話になるんです。けど、府の方を見ていただくと、そこで調整してきかん部分については、大阪府の広域支援相談員のところへ行く。そこでもできないところは大阪府の障がい者差別解消協議会が出張って直接的なあっせん調整を行うという線が引いてあるんですよ。で、お宅のところはこれがないんですよ。だから、最終的なところで混乱した場合は、市と障がい者差別支援協議部会が一緒になってあっせん調整に入りますよと、いう線がないと、大阪府の言うているような仕組みにはならないんじゃないですか。連携して、あとは相談支援センターに対応せえと、ということになるんじゃないですかこれでは。線がないでしょ。直接協議会から。で、府の方にはあるんですよ。最終的なところはそこが責任持ちますよと、いう線がないので、先ほどの川嶋さんのような意見が出てくるんだと思いますが。そこは府と一緒にでしょ。考え方は。何でここに線がないんですか。

松岡課長：大阪府の差別解消協議会は二枚羽織になっておりまして、一つは大阪市と同じいわゆる差別解消支援地域協議会の機能を持つもので、上がってくる事例をノウハウとして蓄積するとか、専門機関のネットワーク性を確保するとか、事例検討をしてノウハウとして蓄積するとか、そういう機能と、そしてもう一つの機能はあっせん案を提示すると。二つの機能を持っております。それは条例であっせんをするという機能を持たせておるんです。大阪市にはそれがございません。

井上副部長：じゃあ市はしないと。そしたら市は何も責任もたへん、ということ。

松岡課長：分析してノウハウを蓄積し、相談窓口の方へフィードバックすると、いうところまでが大阪市の協議会の役割でございます。

井上副部長：だとしたら、そういう提案だとしたら反対ですわ。だって、協議会としての機能を持ってないじゃないですか。先ほどのような困難ケースで、市の方はどこまであっせん調整を含めてね、差別解消のための努力をするのかということでは全部、基幹相談支援センターに丸投げしているだけじゃないですか。それはおかしいですよ。大阪府と同じようにあっせん調整もできるようにしていかないと、市の責任は果たせないじゃないですか。そこを皆さん心配しはるんだと思うんですよ。市は責任持つつもりはないということですね。あとは府に丸投げすると。

松岡課長：基幹の方に決して丸投げするわけではございません。そこは関係部局も含めて連携させていただいて…。

井上副部長：いや、そんな線あらへん。

松岡課長：そこで解決できない場合は、府の方で設置されております相談員や協議会の方へ繋いでいくと、いう形で考えさせていただいております。

高橋委員：考えてるのはわかるけど、現実にはそうになってないでしょ、これ。どう考えてみても。それと、大阪府の方は実際にはこうなっていくんでしょうけど、パブリックコメントが終わったところですよ。だから最終的な確定ということにはなっていないわけですよ。それが1点と、もうひとつ、僕だけが理解できへんのかもわからへんけど、市職員による差別の場合はそれぞれの所属へ相談するわけですか。

松岡課長：はい。市職員によるものにつきましては職員対応要領、今日は内容についてはご説明しませんでしたけれども、各所属、例えば区役所とか局とかございますけれども、その好調担当部署にご相談いただくと。

高橋委員：わかりました。別に疑心暗鬼というか、疑うわけじゃないけど、同じ区役所でそういった差別事象が起きたときに、その、例えば庶務とか広聴とか人権担当に言っていった場合に、身びいきと言ったら言葉が悪いけど、そこしか相談できないというんだったらね、差別事象を認める認めないとなったら非常に微妙なところがあるわけですよ。だから、そこで事実確認をすることはいいとしても、最低そういう話があった時は第三者的というか、もっと違うところできるといって形をとらないと、例えばA区役所のところへ持って行ったとして、本当に平等なというか、中立的なことができるのかどうかっていうのは、僕だけかも知れませんが、非常に疑わしいと思っているんです。障がい当事者からみればそういうのがあっていうのだけ申し上げておきます。

三田部会長：これについてはどうですかね。これたぶん、相談の窓口のことについてはあんまり詳しくは書いてないので…。あ、どうぞ。

福田委員：障がいの方が窓口に行かれた時に話をするのが難しい点が多々ありますので、区の中で話をされて、区の中に自立支援協議会があるので、そこに第三者の方がいるので、そこでちょっと皆さんの意見を聞いて、専門的なことは相談員さんが大阪市から委託されてるので、そういう方にもちょっと聞いていただくと、差別解消法のこと、「これは差別だけれどもこれは差別じゃないよ」ということをやさしく伝えてもらえると思うんです。人と人のかかわりなんで、うまいこといかなかったときにこじれてしまうんで、最初が一番肝心なんで、最初の相談の窓口のところできっちりしていただきたいというのが願いです。

松岡課長：先ほどの職員が差別的な事象を起こした場合に、相談の窓口がどこになるかということについては、市民の方々にわかりやすい形でお示しさせていただきたいという風に考えております。

高橋委員：小さい字で「各所属に設置を想定」と書いてあるけど、それだけで十分かということも質問してるんです。

松岡課長：各所属の窓口でお話を聞いたうえで、大阪市の内部で職員がいろいろな不祥事を起こした場合と同じルートに乗りまして、第三者の意見を踏まえながら、最終的に人事当局が最終判断等をしていくと、そういう風な形になります。

井上副部長：そしたらせめてね、このイメージ図の点線の「既存の相談窓口」と上の「協議会」をつなぐところに、障がい福祉課が両方にまたがって調整窓口になるんだと、いう風な図にしておかないとね、あなたがおっしゃるように「市も交えて」という図にはならないですよ、これ。ちょっとやっぱりイメージ図が、おたくが言っているようなイメージが伝わらないようなイメージ図になってますよ。一応、障害者差別解消法の窓口は障がい福祉課になるんですよね？で、例えば、私どもの団体でも点字のお知らせが来ない課があると、いう風なことを言うと、「努力します」とか書いてもらうんやけど、全然進まへん、というときは、障がい福祉課から「ちゃんとせえよ」と言ってもらえるわけでしょ。そこのところをうまく分かるように、既存の相談窓口で、あとは基幹センター任せにするんじゃないかと、市も中に入りますよと。で、その全体を集計していくのがこの支援地域協議会ですよ。いう風にもっと整理してもらった方がいいと思うんですよ。直接協議会があっせん調整をできないのであれば、市が真ん中に挟まってないとおかしいですよ。

松岡課長：この図が非常に小さくて見にくくて申し訳ないんですが、真ん中あたりにですね、推進協議会とか、支援地域協議部会、あるいは推進会議の事務局として福祉局障がい福祉課と書かしていただいておりますので、小さくて見にくいかと思いますが、委員がおっしゃった意味も包

含しておりますので。これから図の示し方については工夫させていただきますので、決して障がい福祉課が第三者的な立場になるということではございませんので、ぜひともご理解の方はいただきたいと思います。

三田部会長：「既存の相談窓口」がどでかく書いてあって。確かにここが中心であるかのように見えて。ちょっとそこは見やすくしていただいて、さっきの思いが伝わるように、実際に頼れるものにしていただこうと思うんですが。課長なんかありますか。

西端課長：資料2 - 2はくどいようですが、相談窓口の模式図ということで描かしていただいておりまして、この全体をきちんと機能させていくのは、私ども障がい福祉課がきちんとしていかなあかんと考えておりますし、4月以降制度の立ち上げの中で、いろいろな相談が来たときですね、難しい相談でしたら基幹相談支援センターを中心に事例検討会議も開催しながら取り組んでいきたいと考えておりますし、そこにも障がい福祉課としてきちんと関わってやっていきたいと考えております。これはあくまでも相談窓口のイメージ図ということでご理解いただけたらなということと、資料2 - 3の方なんですけれども、これは大阪府から見た概念図ということで、資料2 - 2はここでいう第1段階の部分表現させていただいているということで、大阪府は条例を制定して広域支援相談員とあっせん調整を行う差別解消協議会に権限を持たしてやっていかれますけれども、それは大阪市も対象として実施していくということですので、私ども大阪市としましては、きちんとこの大阪府の仕組みが機能するように大阪府と連携してやっていかなあかんと思っていますし、特に何が差別やねんとか、誰が判断するねんとなってきましたら、国の基本方針に基本的考え方が記載されていますし、大阪府の方で「差別解消ガイドライン」を作っていただいておりますけれども、そこに照らし合わせて一つひとつ積み上げていくことが何よりも大事なかなと思っておりますし、もしその中で知事へのあっせんとかいう事態になりましたら、これもきちんと円滑に進むように、障がい福祉課としても関わっていきたいと考えております。

三田部会長：熱く語っていただきましたけれども。はい、山内委員。

山内委員：市民が直接市役所へ相談に来ることもあると思うので、ぜひそういう矢印もね、無いわけではないので、していただいたらなと。それと、資料2 - 2のイメージ図なんですけれども、差別解消とか人権擁護とか啓発となったら、障がい者虐待について来るんです。私のところなんかは。でこのイメージ図なんですけれども、そういう部署との連携とかについてはあえてイメージ図なんて書いてないのか、割と事案として虐待とか虐待が疑われるような事案なんかも重なってくるような気がするので、そこらへんをどういう風に考えてはるのかなと、思いましたのでご質問させていただきました。

三田部会長：別の図ではあるとおもんですけども、ここに入れ込んだ方がいいのではと。

山内委員：そういうことです。そういう事例もあるのかなあと。

三田部会長：ここから分かれて、差別ではなくてこれはもう虐待だとか、刑事事件になるかもとかあるもんね。

山内委員：虐待となると地域福祉課が中心になって回してはる仕組みが既にあると思うんですけども、そういうことになるのかなあと。虐待防止法の三年後の見直しの関係とかもあって、その辺が出てきてないのでよくわからないんですけども差別となったら虐待にも絡んでくる、重なってくる。全く別物ではないと思いますんで、その辺の関係とか連携とかどうしはるのかなあと。

三田部会長：ご意見ということでいいですかね。

山内委員：はい。

松岡課長：委員がおっしゃいましたように様々なケースが出てくると思うんです。そういう部分につきましては先ほど来申し上げておりますとおり、事例事例に適切に対応するために今後作っていきます手引きとかマニュアルきっちりと改訂して付加していきまして、できるだけ皆様方がきっちりと適切に対応できるよう仕上げていきたいと思っておりますので、また部会とかです、ご意見等いただきながらきっちりしたものにしていきたいと思っております。

三田部会長：まずはこの図をもうちょっと精度アップしていただくということで。

黒田委員：資料2 - 2で「事例検討会議」というのがありますが、こういう場所を設けるわけですか。いろいろな相談事に対して。

松岡課長：困難事例につきましては支援員だけではノウハウや知識が足りない、あるいは難しい事例につきましては、学識とか当事者とか弁護士の方とか適切な方にご意見をいただく場を作っていくという風な形で考えさせていただいております。

黒田委員：こういう窓口を設けるということですね。

松岡課長：ご意見をいただく場を設けるということです。

黒田委員：先ほどもありました相談員。私も相談員をやっておりますけれども、一応私ども肢・ろう・盲の三部会持っておりますので、これからの課題といたしまして、この差別解消法について相談員が集まって、どういう相談が来るかといったことについて、色々と情報交換の場を設けようということになりましたので、もし何かアドバイスできることがあれば教えていただきたいと思います。

亀甲委員：障害者差別解消法、実際に施行・運用が始まるということで、いろいろな差別がいつべんに無くなって、「よかったよかった」ということにはね、基本的にはならないだろうと、一人の障がい当事者としては思います。しかし、これをね、絵に描いた餅にしないためにも、やはり入口のところをしっかりとさせていただかないと。この相談というのがいわば今回の最初の入口になるわけで、ここのところが曖昧な形で処理されたんではですね、結局、法律は施行されたけれども、何も変わらなかったね、ということにだけはならないようにしていただきたいと思います。これ、障がい当事者としては当然あると思いますのでね、ぜひ一番最初の入口である、相談があった場合の対応については、しっかりとフォローをしていただいて、いろんなところにフィードバックできるような体制を作ってもらわないと、区役所に行って相談したけれども、「いや、これは差別じゃありません」といわれて帰ってきてそれでおしまい、ということには絶対にならないようにしていただきたいと思います。

三田部会長：はい、ありがとうございます。皆さんの思いは割と同じだったんだなあという感じですね。この図を本人や家族が見せられても何が何だかわからないと思うので、あと、法律は動き出したけれども届かない人たちがたぶんいると思うので、情報提供とわかりやすく、それと1回相談したらそれで懲りてしまわないように、ということが求められているのかなあと思いました。これは決議をとるわけではなく、皆さんの意見を参考にバージョンアップした図が出てくるはず、でございますので、今日の意見を踏まえてもう1回検討をお願いしたいと思います。

川嶋委員：バージョンアップするときに大阪市の役割をどこかにきっちり決めておいてほしいと思います。

三田部会長：それを図に反映していただくということですね。はい。

松岡課長：今日皆様方からいただいた意見を踏まえながら、市民の方が見てもわかりやすいフローに改善させていただきたいと思います。

三田部会長：はい、ありがとうございました。いろいろな意見をいただきましてありがとうございます。そうしましたら続きまして議題の3「その他」ということで報告事項になりますけれども、お願いしたいと思います。事務局からどうぞ。

桑田障がい福祉課長代理、蔵野障がい支援課長：

（資料3「第4期障がい福祉計画の進捗状況（上半期）」について説明）

三田部会長：はい、ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見等はございますか。

倉町委員：2点ほどあるんですけども。まず一つ目は就労移行支援A型、これは見込みよりも高いわけですよ。これは28年度とか29年度とかにどんどん増えていったときに対応できるのか

なというのが一つですね。それから2ページの上の方の表なんですけれども、実績が何もありませんよね。よく見たら と は「平成29年度時点の」とある。こんな29年度時点の実績をですよ、何個か挙げている。そしたらこの表自体が全然意味がないですよ。それから、これは平成24年度の入院患者を18パーセントとか書いてますから、これで27年度の今の時点で出るかわかりませんが、せっかくこうやって目標値なり達成なりを説明されるんだったら、少し古いデータでも構いませんので、なんか入れていただかないとこの表の意味がないですよ。ぜひその点を検討いただきたいと思います。

蔵野課長：就労移行支援A型につきましては飛躍的に伸びておりまして、28、29年度の見込みを27年度上半期が上回っている状況でございますが、それだけニーズがあるということですので対応していきたいと考えております。

西端課長：目標値ですね、数字が入っていないということですが、これは冒頭、桑田の方からご説明させていただいた通りですね、成果目標の目標値については1年を経過した実績をもってまたご審議いただきたいということで、次回の部会の時にきちりと数字を入れた形でご報告させていただきます。ただ、今回の計画を策定するにあたって活動指標の部分については上期・下期の半期ごとにご報告させていただくと申し上げておりましたので、それで今回活動指標について説明させていただいております。

倉町委員：特に動向をですね、上向きなのか下向きなのかですね、そういう風なこともあるわけですから、この表どおりでなくてもいいのでこの辺のところに注釈でも入れていただかないとせっかくのこの表が全く意味がないと。上期・下期でわけなくてもどこかの時点で報告していただいたらいいわけですから。よろしくをお願いします。

三田部会長：はい、ありがとうございました。ほかよろしいでしょうか。

井上副部会長：先ほど倉町委員からも質問ありましたが、このA型作業所については増えたことを良しとするのかについて、厚生労働省が今年の春先に指導通知を出しましたよね。要は補助金使って給料、最賃を払うとか、時間数をへつるとか、あるいは2年で雇用を切るとかっていうのはだめだよと。これはきちんと指導しますよというようなことをわざわざ出したのはなぜかと。大阪市もご存知のことだと思うんですが、そのへんの実態も含めて、これが1,200件超えて人数増えてよかったねという話なのか、制度上の問題があるのか。当初の計画では「10人も行くかなあ」みたいな計画やったのが何でこんな風になってるのか。ということも含めてその辺の実態の把握については何か行政としてはされているんですか。

西崎運営指導課長：就労移行支援A型については仰るとおり非常に勢いで増加しておりまして、平成25年が17だったものが27年には82と非常に増加しております。おっしゃっています厚生労働省からの通知は、非常に事業所が増えている中で、一部の事業者については総合支援法の趣

旨に沿わないような運営をしているということで、具体的にどのような問題があるかということ を指摘しまして、それについてどのような指導を行うようにということを事細かにかいておりますので、我々としましてもそれを踏まえまして指導を行っているところです。

井上副部長：問題はないということですか。この 1,212 人はうまくいっていて、厚労省が言うような運用上の問題は全然なくて、当初よりもうまく進んだということなんですか。

蔵野課長：今、西崎課長からご説明させていただいたとおり、厚労省からの通知を受けて、運営指導課も厚労省の通知にのっとって実地指導等を行っております。そういう部分では 100%ですね、就労支援移行 A 型の事業趣旨にのっとって運用されているかどうかというのは、若干課題はあるかと思いますが、一定、逆にですね、就労の機会が増えたというのも事実かと思えます。ですからこれからも実地指導を含めまして、障がい支援課も事業者の適切な運営ということに取り組んでまいりたいと考えております。

乾委員：A 型については、割と A 型を渡り歩いていく人がたくさん出ているということを聞いておりますし、それから非常に単純な作業で最賃を出しているというような実態もありますので、その辺を見極めていただきたいなあというのが 1 点です。それからもう一つは就労移行の方もなんでしょうけれども、伸びているというようなお話だったんですが、特別支援学校からの卒業生、ある学校からの卒業生 55 人いるんだけれども、15 人くらいは就職しているんだけれども、就労移行に行く人がたった 1 名であるというような状況があるんですね。多分、特支学校から就労移行へ行くというのが、なかなか今、少なくなっているのではないかなと思うんですね。で、何が一番多いかということと生活介護なんですよ。生活介護とか（就労移行支援）B 型なんですね。やっぱり年限が決まらないというか、いつまでもいれるというのが安心材料なのかなと思うんですけども、就労移行が選ばれなくなって、だけれども増えているというような状況をご存じなのかなということとですね、やっぱり学校から就労を目指していくのが一番いい形なのかなあと思えますので、その辺のところをどう考えておられるのかなあというのを質問したいと思えます。

蔵野課長：障がいのある人の就労についてはいろいろ課題があるというのはこちらとしても承知しておりますので、その課題ごとにどのように対応していくのかについて、引き続き検討していきたいと思えます。

三田部会長：いろいろな委員から数字の背景についていろいろな意見やご指摘をいただきました。ありがとうございました。ちょっと時間が押しておりますので次に行かせていただいてもよろしいでしょうか。続きまして、報告の 2 つ目、優先調達推進法について事務局からお願いします。

桑田課長代理：（資料 4 について説明）

三田部会長：はい、質問はまとめていきますね。続きまして「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」

についてお願いします。

西端課長：(資料5について説明)

三田部会長：はい、ありがとうございました。優先調達推進法と手話言語条例についてご説明いただきましたが、ご質問ご意見のある方、いかがでしょうか。はい、亀甲委員お願いします。

亀甲委員：視覚障がい者の立場として、この優先調達と視覚障がい者が、どう関わるのかなと考えたときに、物品の調達ということ以外にサービス提供というところで考えられるかと思うんですが、例えば、点字出版、点字印刷を行っているところ、大阪市内でもそういうところがあると思うんですが、点字印刷という仕事、今も大阪市、あるいは各区からいろいろされているかと思うんですが、なかなか多数雇用施設として点字印刷を行っているところもだんだん仕事が減ってきているという風なことを聞いております。これは点訳者が増えることで点訳ボランティアを競争入札のような形で競争させられ、残念ながらボランティアサークルに仕事が回ってしまったという側面もあるやに聞いておりますけれども、確かに費用的な面ではボランティアサークルに頼んだ方がコスト的には安くつく、というのは理解できるんですが、せっかく視覚障がい者の仕事として点訳などを行っているところもありますので、そういうところからの調達というのもですね、この制度をうまく運用していただいたら、仕事として回っていくのではないかなと思っておりますし、いろんな形で、今回、障害者差別解消法ということで視覚障がい者の声として点字で役所からの通知物へのサービスということを求めてくることもこれから考えられると思いますので、そういう意味でもできうる限りそういう力を借りながら優先調達ということで、視覚障がい者を多数雇用しているところにも仕事が回ってくるようなこともご検討していただけたらなと思っております。

三田部会長：はい、ありがとうございました。ご意見ということでよろしいですかね。はい、川嶋委員。

川嶋委員：手話を使う方というのはなかなか情報が伝わらないというのがあって、この頃はインターネットでされる方もいらっしゃるんですが、そうでない方もいらっしゃるのので、この手話を市役所とか区役所に行ったときに手話を使える人がちゃんといるよというのをどういう形で広報されるのか。その辺がわからないんですけど。

三田部会長：この条例ができて、今後、手話通訳者の配置については、という質問なんですけど。この条例に従っていくということですよ。

西端課長：大切な課題だと思いますし、今、区役所の方では時間を決めてとか、ICT端末を使っている取り組みとか、いろいろな取り組みがありますので、そういうのを知恵を出し合って取組を進めていきたいと思います。

廣田委員：この条例ができて、まだ予算の関係もありまして、今、幹事会でいろいろな不利とか不便とかいろいろ話し合っております。この間も、大阪市で要望を出したばかりですけども、まだこれからも具体的に話し合っていくことが大事だと思います。区役所でも相談窓口が一番のカギになると思います。また、先ほど亀甲委員がおっしゃいましたように、当事者の意見を無視してまでやるのではなくて、きちんと当事者の意見を聞いたうえで進めてほしいと思っております。また、今みたいに入札の関係が増えていますよね。当事者団体を無視してまで一般というか、ボランティア団体とかが入札するとか、よくないですよ。面白くないと思います。ですから、その辺、差別解消法にもつながると思いますので、きちんと聞いていただきたいと思っております。

三田部会長：はい、廣田委員に意見を言ってもらってよかったと思います、部会長の立場ですがこんな短期間に手話の条例ができたことは非常に素晴らしいことだと思っております。が、やっぱりコミュニケーションの保証ということで、様々な方たちのための動きがこの後、どんどん出てくるといいなと思います。ぜひ、廣田さんの要望活動からもビシビシと言っていたらいいと思います。

はい、時間いっぱいになりましたがこれで議題はすべて終了しました。事務局にお返しします。

西端課長：(閉会のあいさつ)

(閉会)